人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和８年１０月２２日　木曜日

会議の出席者

川本総裁　土生人事官　菅原人事官

（幹　事）　　佐々木事務総長、荒竹総括審議官

（説明員）　（官房部局）

神宮司総合政策課長

（給与局）

伊藤給与第二課長

議　題

防災庁設置法等の施行に伴う人事院規則の制定等

議事の概要

○　議題「防災庁設置法等の施行に伴う人事院規則の制定等」について、担当局から別添のとおり説明があった。

○　議題については、三人事官一致で議決された。

防災庁設置法等の施行に伴う人事院規則の制定等について

院議資料

令和８年10月22日
官房部局、職員福祉局、人材局、給与局

１．概要

- 令和８年特別国会において、防災庁設置法（令和８年法律第61号）等が成立（７月13日成立、同月17日公布）したことを受けて、本年11月２日に、内閣に**防災庁を新設する**とともに、**内閣府防災監の官職を廃止する**こととなった。
- これらの組織見直しに伴い、関係する人事院規則について所要の規定の整備を行うため、**人事院規則の制定**を行う。
（規則案については別紙１参照）
- あわせて、防災庁の官職について、**級別定数の運用に関する内閣総理大臣への見解の申出**を行う。
（見解の申出案については別紙２参照）

２．人事院規則の制定

公布日・施行日：令和８年11月２日（防災庁設置法等の施行日と同日）

- 防災庁設置等に伴い改正を要する人事院規則（計13本：詳細は次ページ）をまとめて整備するため、**人事院規則１―８３（防災庁設置法等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則）**を制定

※上記の改正に併せて、人事院の権限及び所掌事務の委任について定めた人事院公示（昭和38年人事院公示第５号）の一部改正を行う。

３．級別定数の運用に関する内閣総理大臣への見解の申出

- **「級別定数の運用について（平成26年５月30日内閣総理大臣決定）」**は、各府省の職員が内閣官房等に併任される場合において一時的に定数を用いることができる期間等を定めており、今般、対象となる併任先に防災庁を加える改正案に対して、問題ない旨の見解を申し出るものである。

※「級別定数の運用について」は、定数が適用される範囲、定数の一時的な運用等について規定されており、この改正に際しては、あらかじめ人事院の見解を聴くこととされている。

（参考）規則１―８３による整備の対象となる規則及びその改正概要

① **規則１―５７（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）**
⇒時限組織である復興庁に対しても他の省庁と同様に各制度が適用されるよう措置している本規則について、以下の★を付けた規則の改正に伴い必要となる形式的な改正

② **規則８―１２（職員の任免）★**
⇒地域試験に関し、他地域の採用候補者名簿から採用できる特例が適用され得る特定機関の定義に防災庁を追加する等の改正

③ **規則９―２（俸給表の適用範囲）**
⇒指定職俸給表の適用範囲から防災監を削除する改正

④ **規則９―７（俸給等の支給）★**
⇒防災庁の俸給の支給定日を追加する改正

⑤ **規則９―１７（俸給の特別調整額）★**
⇒防災庁における俸給の特別調整額の適用官職及び区分を規定する改正

⑥ **規則９―１２３（本府省業務調整手当）**
⇒本府省業務調整手当の支給対象となる業務を行う内部部局として、防災庁に置かれる職を規定する等の改正

⑦ **規則９―１４７（給与法附則第８項の規定による俸給月額）**
⇒俸給月額の７割措置の適用が62歳以後となる職員から防災監を削除する改正

⑧ **規則１１―4（職員の身分保障）★**
⇒幹部職員が在職する府省等の定義に防災庁を追加する等の改正

⑨ **規則１１―１１（管理監督職勤務上限年齢による降任等）**
⇒管理監督職勤務上限年齢を60歳としない管理監督職等から防災監を削除する改正

⑩ **規則１４―２１（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）★**
⇒職員の報告等に係る国の機関の定義に防災庁を追加する改正

⑪ **規則１５―１４（職員の勤務時間、休日及び休暇）**
⇒宿日直勤務に、防災庁における災害発生に係る緊急業務に関する情報連絡等のための当直勤務を追加する改正

⑫ **規則１６―０（職員の災害補償）★**
⇒人事院が指定する補償の実施機関に防災庁を追加する改正

⑬ **規則２１―０（国と民間企業との間の人事交流）★**
⇒国と民間企業との所管関係の定義における国の機関に防災庁を追加する等の改正

別紙１

人事院は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、防災庁設置法等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十一月二日

人事院総裁　川　本　裕　子

人事院規則一―八三

防災庁設置法等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則

（定義）

第一条　この規則において、「次の表により改正する」とは、次条から第十四条までの表の各欄に掲げる規定を、当該規定に付した傍線又は当該規定を囲んだ破線により改正することをいう。

２　次条から第十四条までの表中の傍線及び破線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めること。

二　改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

三　改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加えること。

（人事院規則一―五七の一部改正）

第二条　人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例） 第一条　復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる規則の規定の適用については、同欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げ	（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例） 第一条　復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる規則の規定の適用については、同欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げ

る規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

規則八―一二	第九条第四項	防災庁	防災庁、復興庁	（職員の任免）	第三十条第一項第一号	第四十八条第一項	中央防災会議	中央防災会議、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十五条第
		及び防災庁	、防災庁及び復興庁					

る規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

規則八―一二	第九条第四項	デジタル庁	デジタル庁、復興庁	（職員の任免）	第三十条第一項第一号	第四十八条第一項	機関	機関、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項の復興
		及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁					

	（略）	（略）	（略）	（略）
一項の復興推進委員会	（略）	（略）及び防災庁及び復興庁、防災庁及び復興庁	規則一一四の二第七条第十一項（職員の身分保障） 規則一一四の二第七条第十一項（職員の身分保障）	中央防災会議 中央防災会議、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項の復興推進委員会

	（略）	（略）	（略）	（略）
推進委員会	（略）	（略）及びデジタル庁及び復興庁、デジタル庁及び復興庁	規則一一四の二第七条第十一項（職員の身分保障） 規則一一四の二第七条第十一項（職員の身分保障）	機関 機関、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項の復興推進委員会

| | | |

等）	規則二一―〇第二項（国と民間企業との人事交流）	第二条第一号	第二条第二項第二号
	防災庁		第十五条
	防災庁、復興庁		第十五条、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項

2　復興庁が廃止されるまでの間における規則九

等）	規則二一―〇第二項（国と民間企業との人事交流）	第二条第一号	第二条第二項第二号
	デジタル庁		第十四条第一項
	デジタル庁、復興庁		第十四条第一項、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項

2　復興庁が廃止されるまでの間における規則九

―七（俸給等の支給）別表の規定の適用については、同表中「及び防災庁」とあるのは「、防災庁及び復興庁」と、「防災庁」とあるのは「

防災庁	
復興庁	

」とする。

3　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中

「十五　防災庁

組織	官職	区分
防災庁設置法（令	審議官	一種
	参事官	

―七（俸給等の支給）別表の規定の適用については、同表中「及びデジタル庁」とあるのは「、デジタル庁及び復興庁」と、「デジタル庁」とあるのは「

デジタル庁	
復興庁	

」とする。

3　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中

「十四　デジタル庁

組織	官職	区分
デジタル庁設置法	審議官	一種
	参事官	

和八年法律第六十一号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種
（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助け	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

就いている職員で構成される組織	

」

とあるのは、

「十五　防災庁

組織	官職	区分
防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第	審議官	一種
	参事官	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

る職に就いている職員で構成される組織	

」

とあるのは、

「十四　デジタル庁

組織	官職	区分
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六	審議官	一種
	参事官	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職における職に就いている職員で構成され	号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構

			る組織
十五の二　復興庁	組織		
	官職		
	区分		
	復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項に規定する職又は		
		審議官	
		参事官	
		企画官（人事院の定めるものに限る。）	
	一種		
	二種		

			成される組織
十四の二　復興庁	組織		
	官職		
	区分		
	復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項に規定する職又は		
		審議官	
		参事官	
		企画官（人事院の定めるものに限る。）	
	一種		
	二種		

	復興局	は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織
次長	局長	
二種	一種	

	復興局	は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織
次長	局長	
二種	一種	

	参事官	四種	」

とする。

4　復興庁が廃止されるまでの間における規則一六―〇（職員の災害補償）別表第二の規定の適用については、同表中「及び第九号」とあるのは「、第九号及び第九号の二」と、「九　防災庁」とあるのは「九　防災庁　九の二　復興庁」とする。

	参事官	四種	」

とする。

4　復興庁が廃止されるまでの間における規則一六―〇（職員の災害補償）別表第二の規定の適用については、同表中「第八号」とあるのは「第八号及び第八号の二」と、「八　デジタル庁」とあるのは「八　デジタル庁　八の二　復興庁」とする。

（人事院規則八―一二の一部改正）

第三条　人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（名簿からの採用の方法の特例） 第九条　（略）	（名簿からの採用の方法の特例） 第九条　（略）

2・3　（略）
4　任命権者は、補充しようとする官職が特定機関（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁、防災庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条に規定する国の行政機関に置かれる組織（以下この項において「国の行政組織」という。）のうち、本省庁（国の行政組織のうち、内部部局又はこれに準ずる組織として人事院が定めるものをいう。次項において同じ。）以外の組織であって、その管轄区域が二以上の
2・3　（略）
4　任命権者は、補充しようとする官職が特定機関（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条に規定する国の行政機関に置かれる組織（以下この項において「国の行政組織」という。）のうち、本省庁（国の行政組織のうち、内部部局又はこれに準ずる組織として人事院が定めるものをいう。次項において同じ。）以外の組織であって、その管轄区域が二以上の都道府県の区

都道府県の区域にまたがるものをいう。以下この項において同じ。）に属する官職であり、かつ、当該官職を対象として行われた規則八―一八（採用試験）第五条第二項に規定する地域試験に係る同条第一項に規定する特定の地域の範囲が当該特定機関の管轄区域と同一でない場合において、当該特定機関における採用に支障があると人事院が認めたときは、前条第一項及び前二項の規定にかかわらず、補充しようとする官職と職務の内容が十分類似し、かつ、職務の複雑と責任の度が同等の官職を対象とする名簿であって、補充しようとする官職に係る名簿以外の人事院が指定するものに記載されている者

域にまたがるものをいう。以下この項において同じ。）に属する官職であり、かつ、当該官職を対象として行われた規則八―一八（採用試験）第五条第二項に規定する地域試験に係る同条第一項に規定する特定の地域の範囲が当該特定機関の管轄区域と同一でない場合において、当該特定機関における採用に支障があると人事院が認めたときは、前条第一項及び前二項の規定にかかわらず、補充しようとする官職と職務の内容が十分類似し、かつ、職務の複雑と責任の度が同等の官職を対象とする名簿であって、補充しようとする官職に係る名簿以外の人事院が指定するものに記載されている者（当該補充

（当該補充しようとする官職を対象として行われた同規則第五条第二項に規定する地域試験の合格点に相当する点以上の得点の者に限る。）の中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。

5～7　（略）

（特定官職への昇任、降任、転任又は配置換の特例）

第三十条　職員を特定官職（特定幹部職に該当する官職を除く。）に昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換する場合（昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換しようとする（以下この項において「昇任等させようとする」とい

しようとする官職を対象として行われた同規則第五条第二項に規定する地域試験の合格点に相当する点以上の得点の者に限る。）の中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。

5～7　（略）

（特定官職への昇任、降任、転任又は配置換の特例）

第三十条　職員を特定官職（特定幹部職に該当する官職を除く。）に昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換する場合（昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換しようとする（以下この項において「昇任等させようとする」とい

う。）者について昇任等させようとする官職の属する第七条第二項に規定する段階（以下この項において「職務の段階」という。）と同一の職務の段階又は当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職を占めていたことがある場合を除く。）には、第二十五条から前条まで、規則一一―四（職員の身分保障）第七条、第八条及び第十条並びに規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）第五条、第六条及び第十四条の規定によるほか、次に掲げる要件（昇任等させようとする官職が特定幹部職以外の幹部職又は法第三十四条第一項第七号に規定する管理職である場合にあっては、第二号及

う。）者について昇任等させようとする官職の属する第七条第二項に規定する段階（以下この項において「職務の段階」という。）と同一の職務の段階又は当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職を占めていたことがある場合を除く。）には、第二十五条から前条まで、規則一一―四（職員の身分保障）第七条、第八条及び第十条並びに規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）第五条、第六条及び第十四条の規定によるほか、次に掲げる要件（昇任等させようとする官職が特定幹部職以外の幹部職又は法第三十四条第一項第七号に規定する管理職である場合にあっては、第二号及

び第三号に掲げる要件）を満たさなければならない。

一　昇任等させようとする官職が職務の段階のうち最下位の職務の段階に属する官職の場合（当該職務の段階に属する官職に就いていたことがない場合にあっては、当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職へ最初に昇任等させようとする場合）にあっては、昇任等させようとする者がその在職している府省等（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省、デジタル庁及び防災庁並びに宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をい

び第三号に掲げる要件）を満たさなければならない。

一　昇任等させようとする官職が職務の段階のうち最下位の職務の段階に属する官職の場合（当該職務の段階に属する官職に就いていたことがない場合にあっては、当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職へ最初に昇任等させようとする場合）にあっては、昇任等させようとする者がその在職している府省等（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省及びデジタル庁並びに宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下

う。以下この号において同じ。）以外の府省等、在外公館、地方公共団体、民間企業等での勤務の経験又は人事院が定める研修の受講の経験を有しており、管理的又は監督的地位にある者にふさわしい幅広い能力及び柔軟な発想力を有していると認められること。

二・三　（略）

2　（略）

（条件付任用の特例）

第四十八条　内閣府設置法第十八条の重要政策に関する会議又は同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項の機関、防災庁設置

この号において同じ。）以外の府省等、在外公館、地方公共団体、民間企業等での勤務の経験又は人事院が定める研修の受講の経験を有しており、管理的又は監督的地位にある者にふさわしい幅広い能力及び柔軟な発想力を有していると認められること。

二・三　（略）

2　（略）

（条件付任用の特例）

第四十八条　内閣府設置法第十八条の重要政策に関する会議又は同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項の機関若しくは国家

法（令和八年法律第六十一号）第十四条の中央防災会議若しくは国家行政組織法第八条の審議会等の非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職（以下この条及び次条において「審議会等の非常勤官職」という。）に採用し、審議会等の非常勤官職以外の非常勤官職に第四十六条の規定により若しくは一年を超えない任期を定めて採用し、又は非常勤官職に昇任させる場合には、これらの採用又は昇任は、条件付のものとしない。	行政組織法第八条の審議会等の非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職（以下この条及び次条において「審議会等の非常勤官職」という。）に採用し、審議会等の非常勤官職以外の非常勤官職に第四十六条の規定により若しくは一年を超えない任期を定めて採用し、又は非常勤官職に昇任させる場合には、これらの採用又は昇任は、条件付のものとしない。
2・3　（略）	2・3　（略）

（人事院規則九―二の一部改正）

第四条　人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（指定職俸給表の適用範囲） 第十五条　指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。 一・二　（略） 三　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原	（指定職俸給表の適用範囲） 第十五条　指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。 一・二　（略） 三　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、防災監、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議

子力規制庁長官 四～九　（略）	官及び原子力規制庁長官 四～九　（略）

（人事院規則九―七の一部改正）

第五条　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
別表（第一条の四関係）	別表（第一条の四関係）

職員の属する組織の区分	支給定日
（略）	十六日
内閣（内閣府、デジタル庁及び防災庁を除く。）	
（略）	
デジタル庁	
防災庁	

職員の属する組織の区分	支給定日
（略）	十六日
内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）	
（略）	
デジタル庁	

（略）

（略）

（略）

（人事院規則九―一七の一部改正）

第六条　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次の表により改正する。

改正前	改正後
別表第一（第一条関係）	別表第一（第一条関係）
一～十四　（略）	一～十四　（略）
（新設）	十五　防災庁

組織	官職	区分
防災庁設置法（令和八年法律第六十一）	審議官	一種
	参事官	
	企画官（人事院）	二種

（略）

（略）

（略）

（人事院規則九―一二三の一部改正）

第七条　人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次の表により改正する。

十六～四十六　（略）	号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織の定めるものに限る。）
十五～四十五　（略）	

改正後	改正前
（国の行政機関の内部部局） 第二条　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。 一～十六　（略） 十七　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織 十八～四十八　（略） （給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務）	（国の行政機関の内部部局） 第二条　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。 一～十六　（略） （新設） 十七～四十七　（略） （給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務）

第四条　給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。	第四条　給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。
一　次に掲げる官職の業務	一　次に掲げる官職の業務
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　内閣府審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官及び地球環境審議官	ハ　内閣府審議官、防災監、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官及び地球環境審議官
ニ・ホ　（略）	ニ・ホ　（略）
二・三　（略）	二・三　（略）

（人事院規則九―一四七の一部改正）

第八条　人事院規則九―一四七（給与法附則第八項の規定による俸給月額）の一部を次の表により改正す

る。

改正後	改正前
（給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員及び年齢） 第三条　給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項第二号の人事院規則で定める年齢は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める年齢とする。 一　次に掲げる職員　六十二歳 イ・ロ　（略） ハ　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務	（給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員及び年齢） 第三条　給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項第二号の人事院規則で定める年齢は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める年齢とする。 一　次に掲げる職員　六十二歳 イ・ロ　（略） ハ　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務

と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定めるもの、内閣府審議官、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものを除く。）、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁

と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定めるもの、内閣府審議官、防災監、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものを除く。）、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規

長官	制庁長官
ニ　（略）	ニ　（略）
二　（略）	二　（略）

（人事院規則一一―四の一部改正）

第九条　人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（幹部職員の降任に関する特例）	（幹部職員の降任に関する特例）
第七条の二　（略）	第七条の二　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　法第七十八条の二第三号の人事院規則で定めるその他の場合は、同号及び前二項中「他の官職」を「現官職と同じ職制上の段階に属する官職（当該幹部職員が在職している府省等（会計	5　法第七十八条の二第三号の人事院規則で定めるその他の場合は、同号及び前二項中「他の官職」を「現官職と同じ職制上の段階に属する官職（当該幹部職員が在職している府省等（会計

検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省、デジタル庁及び防災庁並びに宮内庁及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下同じ。）又は常勤の職員として在職していた府省等に置かれる官職に限る。）」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、第三項に規定する要件に該当し、又は前項に規定する要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合とする。

6　（略）

（専従休職者の特例）

検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省及びデジタル庁並びに宮内庁及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下同じ。）又は常勤の職員として在職していた府省等に置かれる官職に限る。）」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、第三項に規定する要件に該当し、又は前項に規定する要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合とする。

6　（略）

（専従休職者の特例）

第十一条　専従休職者で内閣府設置法第十八条の重要政策に関する会議又は同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項の機関、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十四条の中央防災会議若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の諮問的な非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職を占めるもの（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるものを除く。）は、法第八十条第四項の規定にかかわらず、当該非常勤官職の職務に従事することができる。

第十一条　専従休職者で内閣府設置法第十八条の重要政策に関する会議若しくは同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項の機関若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の諮問的な非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職を占めるもの（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるものを除く。）は、法第八十条第四項の規定にかかわらず、当該非常勤官職の職務に従事することができる。

（人事院規則一一―一一の一部改正）

第十条　人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としない管理監督職等） 第四条　法第八十一条の二第二項第一号の人事院規則で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。 一・二　（略） 三　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定める官職、内閣府審議官、	（管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としない管理監督職等） 第四条　法第八十一条の二第二項第一号の人事院規則で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。 一・二　（略） 三　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定める官職、内閣府審議官、

（人事院規則一四―二一の一部改正）

地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものが占める場合を除く。）、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官 2・3　（略）	防災監、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものが占める場合を除く。）、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官 2・3　（略）

第十一条　人事院規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（報告等） 第二条　職員（非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）が株式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式又は特例有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社をいう。以下同じ。）の発行済株式の四分の一を超える株式を有する場合で、当該株	（報告等） 第二条　職員（非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）が株式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式又は特例有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社をいう。以下同じ。）の発行済株式の四分の一を超える株式を有する場合で、当該株

式会社又は当該特例有限会社（以下「会社」という。）が当該職員の在職する国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁、防災庁、各省並びに宮内庁及び各外局をいう。）又は行政執行法人（以下「在職機関」という。）と密接な関係にあるとき（以下「株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合」という。）は、当該職員は、株式所有状況報告書により、所轄庁の長又は行政執行法人の長（以下「所轄庁の長等」という。）を経由して、人事院に報告しなければならない。 ２～４　（略）	式会社又は当該特例有限会社（以下「会社」という。）が当該職員の在職する国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁、各省並びに宮内庁及び各外局をいう。）又は行政執行法人（以下「在職機関」という。）と密接な関係にあるとき（以下「株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合」という。）は、当該職員は、株式所有状況報告書により、所轄庁の長等（以下「所轄庁の長等」という。）を経由して、人事院に報告しなければならない。 ２～４　（略）

（人事院規則一五―一四の一部改正）

第十二条　人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（宿日直勤務） 第十三条　勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。 一・二　（略） 三　次に掲げる当直勤務 イ～ヌ　（略） ル　次に掲げる業務に関する情報連絡等のための当直勤務 ⑴　（略） ⑵　内閣府本府、金融庁、防災庁、消防庁	（宿日直勤務） 第十三条　勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。 一・二　（略） 三　次に掲げる当直勤務 イ～ヌ　（略） ル　次に掲げる業務に関する情報連絡等のための当直勤務 ⑴　（略） ⑵　内閣府本府、金融庁、消防庁本庁、経

本庁、経済産業省本省、首都圏臨海防災センター又は近畿圏臨海防災センターにおける災害発生に係る緊急業務	済産業省本省、首都圏臨海防災センター又は近畿圏臨海防災センターにおける災害発生に係る緊急業務
⑶～⑹　（略）	⑶～⑹　（略）
2　（略）	2　（略）

（人事院規則一六―〇の一部改正）

第十三条　人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
別表第二（第五条関係）	別表第二（第五条関係）
一　内閣府（内閣官房、内閣法制局その他の法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（第八号及び第九号に掲げる機関を除く。）を含み、次号から第七号までに掲げる機関を除く。）	一　内閣府（内閣官房、内閣法制局その他の法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（第八号に掲げる機関を除く。）を含み、次号から第七号までに掲げる機関を除く。）

く。）

二～八　（略）

九　防災庁

十～十七　（略）

十八　農林水産省（次号及び第二十号に掲げる機関を除く。）

十九～二十二　（略）

二十三　国土交通省（次号及び第二十五号に掲げる機関を除く。）

二十四～二十九　（略）

（人事院規則二一―〇の一部改正）

第十四条　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
二～八　（略）	二～八　（略）
（新設）	
九～十六　（略）	九～十六　（略）
十七　農林水産省（次号及び第十九号に掲げる機関を除く。）	十七　農林水産省（次号及び第十九号に掲げる機関を除く。）
十八～二十一　（略）	十八～二十一　（略）
二十二　国土交通省（次号及び第二十四号に掲げる機関を除く。）	二十二　国土交通省（次号及び第二十四号に掲げる機関を除く。）
二十三～二十八　（略）	二十三～二十八　（略）

（定義）

第二条　（略）

２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　所管関係　国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁、防災庁及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は行政執行法人であって民間企業に対する官民人事交流法第五条第一項第一号に規定する処分等（以下単に「処分等」という。）で裁量の余地が少ない処分等又は軽微な処分等として人事院の定めるもの以外の処分等

（定義）

第二条　（略）

２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　所管関係　国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は行政執行法人であって民間企業に対する官民人事交流法第五条第一項第一号に規定する処分等（以下単に「処分等」という。）で裁量の余地が少ない処分等又は軽微な処分等として人事院の定めるもの以外の処分等（第十二条及

（第十二条及び第二十七条第二項において「特定処分等」という。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との関係をいう。

二　本省庁　国の機関に置かれる部局等のうち、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第五十四条から第五十七条まで（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十六条及び第十七条第一項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十四条第一項、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条並びに

び第二十七条第二項において「特定処分等」という。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との関係をいう。

二　本省庁　国の機関に置かれる部局等のうち、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第五十四条から第五十七条まで（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十六条及び第十七条第一項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十四条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条から第九条までに規定する部局等（国際平和協力本部、警察庁、証券取引等監視委員会、最高検察庁、国税不服審判所、農林水産技術会議、国土地理院及び海難審判所を除く。）並びに人事院事務総局、公正取引委員会事務総局、警察庁、国税不服審判所、中央労働委員会事務局、国土地理院及び海難審判所に置かれるこれらに類する部局等以外のものをいう。	から第九条までに規定する部局等（国際平和協力本部、警察庁、証券取引等監視委員会、最高検察庁、国税不服審判所、農林水産技術会議、国土地理院及び海難審判所を除く。）並びに人事院事務総局、公正取引委員会事務総局、警察庁、国税不服審判所、中央労働委員会事務局、国土地理院及び海難審判所に置かれるこれらに類する部局等以外のものをいう。
三～五　（略）	三～五　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別紙２

（案）

令和８年●月●日

内 閣 総 理 大 臣　 高　市　早　苗　殿

人事院総裁　川　本　裕　子

「級別定数の運用について（平成26年５月30日内閣総理大臣決定）」
の改正に関する見解の申出

人事院は、「級別定数の運用について（平成26年５月30日内閣総理大臣決定）」の改正に関し、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第８条第１項の規定に基づき、別紙のとおり、見解を申し出ます。

別紙

人事院は、「級別定数の運用について（平成26年５月30日内閣総理大臣決定）」の改正に関し、内閣人事局長からの令和８年10月19日付け「「級別定数の運用について（平成26年５月30日内閣総理大臣決定）」第４の２の規定に基づく見解聴取について（閣人行第153号）」により当院の見解が求められた改正案について、職員の適正な勤務条件確保の観点から検討を行った結果、貴案のとおりで問題ないと考えます。

閣人行第１５３号

令和８年10月19日

人事院事務総長　　佐々木　雅之　殿

内閣人事局長　　露木　康浩

「級別定数の運用について（平成26年５月30日内閣総理大臣決定）」第４の２の規定に基づく見解聴取について

「級別定数の運用について（平成26年５月30日内閣総理大臣決定)」について、別添のとおり改正したいと考えております。

つきましては、職員の適正な勤務条件確保の観点からの人事院の見解を求めます。

（案）

「級別定数の運用について」の一部改正について

令和８年●月●日
内閣総理大臣決定案

級別定数の運用について（平成 26 年５月 30 日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　正　後		改　正　前	
別表第１		別表第１	
［１～５　略］	［略］	［１～５　同左］	［同左］
６　第２の６(1)イに掲げる職員のうち、内閣官房、内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、防災庁又は復興庁に置かれる官職に併任された職員が、これに伴い、職務の級の定数が設定されていない臨時の官職を占めることとなり、同２から４により、一時的に定数を用いる場合	当該職員が当該官職に併任されている期間	６　第２の６(1)イに掲げる職員のうち、内閣官房、内閣府、こども家庭庁、デジタル庁又は復興庁に置かれる官職に併任された職員が、これに伴い、職務の級の定数が設定されていない臨時の官職を占めることとなり、同２から４により、一時的に定数を用いる場合	［同左］
［７～18　略］	［略］	［７～18　同左］	［同左］
備考　表中の［ ］の記載は注記である。			

附　則

この改正は、令和８年 11 月２日から施行する。